

2015年1月17日

「玄海原発事故時の避難計画に関する質問・要請書（回答）」に対する見解

戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会

工藤逸男

Tel : 080-8353-5792

Mail : no\_war\_no\_genpatsu\_fukuoka@yahoo.co.jp

昨年11月27日に福岡市長に提出しました「玄海原発事故時の避難計画に関する質問・要請書」の回答が、平成27年1月14日付でありました。この回答に関わる見解を以下に表明します。

1. 高島宗一郎福岡市長の回答の核心は「【要請事項】」に関わる次の回答にあります。

「原子力行政については、国家の基盤にかかるエネルギー政策として、これまで国策として推進されてきたものであり、原子力発電所の稼働及び廃炉についても、国において判断されるものと考えております。（中略）今後も引き続き、、、原子力災害対策の充実、強化を図ってまいります。」

「【質問事項】9の⑥」での、再稼働、原発輸出、核燃料サイクルに関する市長自身の考えを問う質問に対しても、全く同様の回答となっています。つまりは、原発再稼働、原発輸出、核燃料サイクル等の原発積極推進政策をとる国に対して異を唱えることをしないことで、結果としてその政策を是認し、支持することを表明しているものだと言えます。その上で「原子力災害対策の充実・強化」とはということなのでしょう。原発で過酷事故が起こり、放射性物質が大量に放出・拡散されることが確認されてようやく避難の指示が出されるという現状の避難計画（＝「被ばく計画」といってもいいでしょう！）とつなげて考えるならば、要は「原子力災害対策は進めますよ。しかし、原発事故が起きて福岡市民が被ばくすることになってもそれは私には防ぎようがないことですし、国が進めることですから私にはどうしようもないことですから、被ばくしても仕方がないとあきらめてください」と言っているように聞こえます。市民が被ばくするような事態が起こることが想定されているにもかかわらず、それをあえて見過ごし認めているということです。このような高島市長の姿勢は、市民の命や暮らし、財産を守る立場にある者としての自覚に欠け、市長としての果たすべき責任を放棄するものだ、と断ぜざるを得ません。

2. 福岡市が、玄海原発において福島第一原発と同様の事故が発生した場合を想定し策定した「福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「防災計画」）、  
「福岡市原子力災害避難計画（暫定版）」（以下「避難計画」）は、極めて実効性の乏しい計画であり、仮に今事故が起こったとすると、有効に機能するとは考えられないことがはっきりしました。なぜなら、「防災計画」「避難計画」ともに、  
「原子力発電所から 30 km圏外における放射性プルームからの防護措置を実施する地域（PPA）の具体的な範囲と必要とされる防護措置」が原子力規制委員会から示されていないことを理由として、その具体的な計画や体制、準備等については多くが今後の検討課題として回答されており、未整備なままの状態（以下の①～⑥など）だからです。

①原子力災害に対応するための市職員の動員および配備については「検討を進めてまいります」とあり、まだ決定されていません。これではいざという時、市民への具体的で適切な対応はできません。（「【質問事項】 1の①」）

②「各種原子力災害対策の実施にあたっては、従事職員等の放射線防護は、、、検討を進めてまいります」とあります。このままであれば、市職員は無防備なまま被ばくの最前線に立たざるを得ません。（「【質問事項】 1の③」）

③広報車等をはじめとしてモニタリング、避難者誘導など被ばくのおそれが高い屋外業務に携わる市職員の「命や健康」に関係する問題については、「必要に応じて労働組合に説明を行ってまいります」としています。従事職員等の放射線防護は「大前提」としながら、職員や労働組合との協議や合意は進められていません。（「【質問事項】 1の④」）

④一時移転の際の住民バス輸送に関わるバスの確保、運転手の確保等についてのバス会社との協定や、集合場所を明記したハザードマップ作りなどについては「実施要領の作成など、対策の具体化とあわせて検討を進めてまいります」と全く未着手の現状が明らかにされました。（「【質問事項】 3の⑥」）

⑤水滴汚染の実施施設に不足が生じる場合の対策も未定で、除染水や汚染された衣服の保管方法についても、県と協議の上で検討していく今後の課題とされています。（「【質問事項】 5の②」）

⑥「防災計画」で「あらかじめ定めておく」とされている庁舎の避難先は、「原子力発電所から 30 km圏外における放射性プルームからの防護措置を実施する地域（PPA）の具体的な範囲と必要とされる防護措置」の内容を踏まえて検討するとして、これもまた手つかずのままです。（「【質問事項】 9の⑤」）

3. 「防災計画」「避難計画」の市民への周知は、高島宗一郎福岡市長の回答にある「原子力災害対策の充実、強化」の最も基底にあるべきものです。「【質問事項】 1の②」の回答では、昨年 10 月 3 日の交渉における私たちの意見を踏まえて、

各局区長や市立学校に通知をし、周知したとあります。これは一定評価できることではありますが、一般職員への十分な理解にまでつながったものとは言えませんし、150万市民への周知については極めて不十分だと言わざるを得ません。

①避難訓練、研修会、出前講座などの取り組みや、市のホームページへの「原子力災害との向き合い方」パンフレットの掲載などを周知の取り組みとして挙げていますが、それらは市民のごく一部の人を対象とするにとどまるものですし、ネット環境を活用できる人の理解に限られるものでしかありません。市政だより、テレビ放送、『原子力災害との向き合い方』などのパンフレットの全戸配布など、私たちの具体的提案には全く応えていません。（「【質問事項】3の①および②」）

②視覚障がい者や聴覚障がい者、外国人に対する情報提供については、原子力災害を想定した上での新たな取り組みは何もなく、原子力災害には全く対応できません。従来の防災対策の枠のままで、一般論として「多様な伝達手段により情報提供を行ってまいります」とするのみです。（「【質問事項】3の③」）

③地域コミュニティに属さないホームレスの人たちの避難については「全力で対応してまいります」と意気込みは表明されているものの「何を目安に避難すればいいのでしょうか」という私たちの質問には具体的に回答されていません。（「【質問事項】3の⑤」）

4. 安定ヨウ素剤については、事前の全戸配布をという私たちの提案は「国から服用の指示が行われた場合に配布する」と従前の方針の踏襲を回答しています。いざという時に確実に安定ヨウ素剤の予防的服用を図るという点からするならば、現行の計画は、極めて実効性に欠けるものであり、安定ヨウ素剤を各戸に事前に配布しておき、必要な時に服用指示が確実に伝わる情報伝達、広報の体制をつくることの方がより実効性のあるやり方だということを、再度主張するものです。

また、「屋内退避の指示が出た場合は、その期間服用できなくなるおそれがあります。屋内退避が1週間あったとして、その間に肝心のヨウ素剤が服用できない場合、放射性ヨウ素を体内に取りこむリスクが高まります」という私たちの指摘に対しては、原子力規制庁から示されている「安定ヨウ素剤解説書に関するQ&A」を根拠として『放射性ヨウ素の吸入被ばくに対する防護措置においては、屋内退避により十分に効果的な防護が可能』とされており、屋内退避すれば安定ヨウ素剤服用は不要とする、ともとれる判断をしていることには大きな不安と疑問をもたざるをえません。（「【質問事項】4の①」）

5. 「学校等への指示または要請について」は、原子力規制委員会から「原子力発電所から 30 km圏外 における放射性プルームからの防護措置を実施する地域 (PPA) の具体的な範囲と必要とされる防護措置」が示されてから、「その内容も踏まえて今後周知を図ってまいります」と回答されています。被ばくの影響を最も受けやすい子どもたちの被ばくを防ぐための、学校等への指導や対応策がないことは極めて大きな問題であると言えます。また、職員向けの原子力災害に関する研修会が始められたとありますが、今後早急に全市職員、全教職員への研修を企画・実施して行くことが求められます。(「【質問事項】 6の①および②」)

6. 「愛玩動物等の保護について」は、「それぞれの団体の実状に応じ、(避難時の対応について) 備えておくよう働きかけます」「避難にかかる用品の確保は、、、飼い主の責任で日ごろから備えておかなければならないものと考えます」「飼い主への啓発を行います」など、基本的に飼い主の自己責任が強調された回答になっています。私たちの提案にあった「動物専用の避難所開設」には無回答で、「避難所での飼育ルールづくりに取り組みます」とあるばかりでした。(「【質問事項】 8の②および③」)

7. 飯館村と同面積の福岡市域が同様の放射能汚染を受けた場合の避難コストや経済的損失を問うた質問には「試算を行っておりません」という回答でした。啞然とする回答です。原子力災害の「防災計画」「避難計画」を立てるのであれば、当然「福岡市であれば、いったいどういうことになるのか」を、前もって精緻に検討しなければ、実効性のある計画を立てることはできません。そもそも原発に対して福岡市がどう向き合っていくのかの方針も立てようはずがないはずです。(「【質問事項】 9の③」)

8. 福岡市が今年度「防災計画」「避難計画」に関わって支出する予算は、(原子力災害以外を含め) およそ1650万円でした。しかし、「原子力行政については、国家の基盤にかかるエネルギー政策として、これまで国策として推進されてきた」とし、それを是認する立場であれば、その費用は国なり、九州電力が負担すべきものと考えることが自然です。原発は国策民営です。福岡市はただちに国や九州電力に対して、「防災計画」「避難計画」に関わって支出した(過去からの)すべての予算を請求すべきであります。(「【質問事項】 9の④」)

【結語】 「福岡市地域防災計画(原子力災害対策編)」「福岡市原子力災害避難計画(暫定版)」には、全く実効性がありません。福岡市は、九電や国に対して玄海原発の再稼働を止め、廃炉にすることを求めなければなりません。